

定 款

一般社団法人 全国鐵構工業協會

一般社団法人 全国鐵構工業協会定款

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 10 日 (第 1 回)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国鐵構工業協会（英文名 Japan Steel Fabricators Association。略称「JSFA」。以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、鋼構造物製造及び工事業（以下「鉄構業」という）にかかわる企業の経営及び技術の総合的な改善向上を図り、また鉄骨等建設用金属製品（以下「建設用金属製品」という。）に関する調査研究により技術の改善向上を図ることで、鉄構業及びその関連産業の健全な発展に寄与し、もって国民の良好なる住生活の確保に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設用金属製品の生産、流通及び利用消費に関する調査
- (2) 建設用金属製品の規格、基準の作成及び普及
- (3) 建設用金属製品の製作管理並びに品質の検査に関する施策の研究及び推進
- (4) 建設用金属製品の製作並びに組立に係る技術の研究開発の推進、普及及び技能に関

する指導

- (5) 鉄構業にかかわる企業の経営改善のための調査、研究、指導及び商取引適正化に関する事業、苦情解決の促進
 - (6) 鉄構業における安全管理の推進
 - (7) 鉄骨製作工場の性能評価に関する事業
 - (8) 会員及び鉄構業にかかわる企業の福祉の向上に資する事業
 - (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内全域を対象に行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

- 第5条 本協会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 2 正会員は、本協会の目的に賛同して入会する鉄構業を営む企業を主たる構成員とする団体又は法人とする。
 - 3 賛助会員は、前項に該当しない者で、本協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体又は法人とする。

(入 会)

- 第6条 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会員は、入会金を納入したときにその資格を取得したものとする。
 - 3 正会員は、団体又は法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 4 前項に規定する会員指定代表者は、当該団体の役員でなければならない。
 - 5 会員指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、第19条第2項に定める総会の議決を得てこれを除名することができる。ただし、この場合、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉をき損し又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名にするべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときには、当該会員に対して、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失及びこれに伴う権利及び義務)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 第7条に定める会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(種別)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前条及び前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 通常総会は、毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 次の各号に該当する場合には、会長は 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の 14 日前までに正会員に通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員又は出席理事の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

- 3 総会においては、第 15 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。
理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、第 18 条及び前条第 1 項、第 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

第 5 章 役員、相談役及び顧問

(種類及び定数)

- 第 22 条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 13 人以上 20 人以内
 - (2) 監事 1 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち 1 人を会長とし、3 人以内を副会長、1 人を専務理事、2 人以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項のうち会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
 - 4 理事及びその親族である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員を選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事は、会員指定代表者から選任する。ただし、11 人を限度として、会員指定代表者

以外の者から選任することができる。

- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支払うことができる。この場合、その額は総会において定める役員等の報酬規程によるものとする。

(相談役)

第29条 本協会に、相談役2人以内を置くことができる。

- 2 相談役は、本協会の運営上優れた功績を有する者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本協会の運営に関する重要事項について会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 相談役は、無報酬とする。

(顧問)

第30条 本協会に、顧問8人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の業務の遂行に関する重要事項について会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 前号以外の、本協会の業務執行の決定
- (3) 総会の開催日時、場所、目的及び審議事項の決定
- (4) 理事の職務の執行監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号に該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号により理事会開催の請求があったときは、その日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別に定める場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入

(財産の管理)

第41条 本協会の財産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 損益計算書又は正味財産増減計算書及びその附属明細書
- 2 前項の書類は、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の通常総会で承認を受けた貸借対照表は、すみやかに法令で定めるところにより、公告しなければならない。
- 4 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、第19条第2項に定める総会の議決をもって変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、法令で定められた事由によるほか、第19条第2項に定める総会の議決をもって解散する。

(剰余金分配の制限)

第46条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第47条 本協会が清算をする際に有する残余財産は、第19条第2項に定める総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第10章 補 則

(委員会)

第49条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議を行う。
- 3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

(事務局)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第51条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。ただし、第4号から第7号までに規定するものについては、第43条第4項によるものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿

- (4) 事業報告及びその附属明細書
- (5) 貸借対照表及びその附属明細書
- (6) 損益計算書又は正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (7) 監査報告
- (8) その他必要な書類

(支 部)

第 52 条 本協会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部規程によるものとする。

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は米森昭夫、業務執行理事は齊藤眞とする。

附 則 (平成 28 年 6 月 10 日)

第 23 条第 2 項は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。